

## **[事案 25-137] がん給付金支払請求**

・平成 26 年 5 月 13 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

大腸癌により入院したので、診断給付金・入院給付金を請求したところ、支払対象外となったことを理由に、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 25 年 6 月、大腸癌（病理組織的診断名：高分化型管状腺癌）により入院したので、昭和 62 年 4 月に契約したがん保険（契約者・被保険者を配偶者、受取人を申立人）にもとづき、診断給付金・入院給付金を請求したところ、上皮内新生物であることを理由に支払対象外となった。

以下の理由により納得できないので、各給付金を支払ってほしい。

- (1)約款によると、医師により「がん」と診断されることが給付要件であり、本件では医師により「がん」と診断されているので、給付すべきである。
- (2)契約時には、粘膜内であれば「がん」に該当しないとの説明は受けていない。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款上の「がん」の定義としている世界保健機関（WHO）の分類は、大腸につき、粘膜筋板を超えて粘膜下層への浸潤があるもののみを悪性新生物としている。これは、腫瘍が粘膜下層へ浸潤すると、血管・リンパ節を経由した「転移」の可能性が生じて全身の機能破壊による死の危険が生じるのに対し、浸潤が無ければ転移可能性が無いため切除すれば治療として終了することから、治療内容の決定上、粘膜下層への浸潤の有無が最も重要といえることと、浸潤の有無は病理診断医の間で意見の不一致が起きておらず、診断基準として極めて簡易かつ明確だからである。
- (2)このように世界保健機関（WHO）の分類は、一般人のがん・悪性新生物に対する意識・認識に極めて合致するものであって、これにもとづく本約款にも高度の合理性がある。そして、本件病変は、腫瘍が粘膜内に留まっており、粘膜下層への浸潤がない。したがって、悪性新生物に該当しない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 本件においては、被保険者の疾病が、約款の給付要件に該当するか否かが問題となる。この点、本約款では、給付金の支払要件として、被保険者が「がん」と確定診断されたことが必要とされている。
2. 約款上の「がん」の定義としては「世界保健機関（WHO）修正国際疾病、傷害及び死因統計分類の基本分類において悪性新生物（中略）に分類されている疾病（別表1）をいいます」、別表1では「世界保健機関（WHO）修正国際疾病、傷害及び死因統計分類において、悪性新生物に分類される疾病は世界保健機関（WHO）第8回修正国際疾病、傷害及び死因統計分類

のうち下記の疾病をいいます」とされ、「大腸の悪性新生物」が規定されている。したがって、本約款では、医師により「がん」と診断されたことが要件とされ、その場合の「がん」とは、世界保健機関の上記分類（以下「ICD」）の悪性新生物に該当することが必要となる。

3. ICDは部位別の分類であり、悪性新生物についても同様に規定している。そして新生物（腫瘍）について特化した分類がICD-Oであるが、これはICD-8やICD-9などを更に詳細にしたものとしてWHOにより定められたものであるから、本約款の規定する基準となる。ICD-Oでは、新生物の分類を「良性」、「良性又は悪性の別不詳」「上皮内」「悪性」と分類している。したがって、本約款により支払い対象となるのは、このICD-Oの分類中、「悪性」に該当する新生物であることを必要とする。ただし、ICD-Oも分類基準であるで、それ自体には、悪性、良性等の判別基準は明らかにされていない。しかし、ICD-Oの序文を見ると、「ICD-Oの形態型部門の作成にあたっては、特にWHO発刊のthe International Histological Classification of Tumorsシリーズ（ブルーブック）の中に記載されている新生物組織学用語を重視するよう努めた」と記載されている。ブルーブック自体は、本約款で引用しているICD自体ではないから、それ自体が直ちに約款の基準を拘束するものではないが、ICDの前提となっている以上、医学常識上不適切と判断される場合は別として、通常はICDの解釈の基準とすることは適切であると判断する。そして、ブルーブックでは、悪性新生物とされるのは、上皮（粘膜）より内部の組織に浸潤し、増殖や転移をす新生物を悪性としている。このように上皮より下部の組織に浸潤して破壊的増殖をし、あるいは転移する新生物のみを保険給付の対象としていることは、多くの保険会社の「がん保険」で採用されていることであり、特有なものではなく、不合理ではない。
4. 本件において、被保険者の疾病は、診断書では「深達度粘膜内」と記載されている。つまり「粘膜」（上皮）にのみ存在する新生物であり、粘膜下には浸潤していないことになるため、上記ICDの基準で悪性新生物には該当しない。
5. なお、契約に際し、保険会社が説明義務を負う事項は、一般人において契約の締結意思を形成するに必要な事項であり、「がん」の詳細な定義が契約締結意思に影響するとは通常考えられない。従って、契約に際し、「がん」の口頭での詳細な説明が無かったとしても、説明義務に反することにはならない。また、この点の説明義務違反が仮に存在したとしても、これをもって保険会社が給付金の支払い義務を負うものではない。